

「(仮称)津久井農場計画」に係る準備書市長意見書

1 総括的事項

(仮称)津久井農場計画(以下「本事業」という。)は、茅ヶ崎市で経営してきた休業中の酪農業を、令和6年を目途に再開することを目的として、有限会社佐藤ファームが、緑区长竹における約21ヘクタールの土地に、約3年にわたり100万立方メートルの土砂等を埋立て、約250頭の牛を飼育する農場を造成し、各種設備を設置する事業である。ただし、審議過程において、埋立て土量を60万立方メートルとするなどの事業内容の見直しの意向が事業者から示されているところである。

本事業の対象事業実施区域は一般山地に位置し、区域内の東から西へは、中津川に合流する沢が形成されている。

本事業の実施に伴い、土砂や伐採木を積載した運搬車両の走行による沿道の生活環境及び樹林の改変による自然環境への影響が特に懸念される。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、地元自治会から地域環境の悪化への懸念に関する要望書が署名を添えて市に提出されたことも念頭におき、環境影響を受けるおそれのある地域住民等との意思疎通を図り、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)における不確定要素及び事業内容の見直しが確定した場合には、適宜、市に報告し、必要な助言を受けるとともに、次に示す事項について十分に配慮すること。

なお、対象事業を実施するに当たっては、これまでの審議内容を踏まえ、環境保全の見地から適正な配慮をするとともに、法令等による許可等について適時適切に関係機関と協議すること。

2 個別事項

(1) 全項目共通

ア 市道志田の拡幅を各評価項目の予測条件等としているが、対象事業実施区域外における不確定要素の大きい条件であることから、確定した条件又は環境負荷が最大となる条件に見直すとともに、各評価項目の再予測結果に応じて、必要な環境保全措置及び事後調査を実施すること。

イ 許可等の原則と異なる作業時間等が示されているが、不確定要素の大きい条件であることから、確定した条件又は環境負荷が最大となる条件に見直すとともに、各評価項目の再予測結果に応じて、必要な環境保全措置及び事後調査を実施すること。

(2) 地表水、地下水・湧水共通

土地の改変及び施設の供用に伴い、地表水及び地下水の水質及び流量の変化による簡易水道利用に影響を及ぼすおそれがあることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、簡易水道に関する事後調査の実施を検討すること。

(3) 地表水

造成工事等に伴う雨水排水時の地表水の水質における予測条件として、平均降雨強度等の各種条件が示されているが、より環境負荷が大きくなる状況も想定されることから、平均降雨強度等の予測条件の見直しを検討するとともに、再予測結果に応じて、必要な環境保全措置及び事後調査を実施すること。

(4) 地形・地質

土地の改変に伴う斜面等の安定性における予測条件として、盛土の土質定数等が示されているが、実際に搬入する盛土の土質が未定であることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、実際の土質に応じて、法面の緩勾配化等の更なる環境保全措置を実施し、環境負荷の低減に努めること。

(5) 植物、動物共通

ア 土地の改変に伴い、重要な動植物であるモリアオガエルやエビネ等の生育・生息環境への影響が想定されることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、植栽等による新たな生育・生息環境の創出等の更なる環境保全措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。

なお、工事中に改変区域内で重要な動植物の生育・生息を確認した場合は、生態に応じた工事工程の調整等の更なる環境保全措置を講ずること。

イ 土地の改変による地表水の水質の変化に伴い、下流の重要な動植物であるミルンヤンマやニホンカワモズク等の生育・生息環境への影響が想定されることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、適切な移植・移動等の更なる環境保全措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。

(6) 動物

建設機械の稼働及び土地の改変に伴い、ノスリ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼすおそれがあることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、改変区域内における営巣対策等の更なる環境保全措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。

なお、工事中に改変区域内で猛禽類の繁殖を確認した場合は、生態に応じた工事工程の調整等の更なる環境保全措置を講ずること。

(7) 交通安全

工事用車両の走行に伴い、歩車分離がされていない市道志田における交通安全への影響が想定されることから、準備書に示された環境保全措置を徹底するとともに、工事用車両の走行速度の自主制限等の更なる環境保全措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。

(8) 景観

ア 施設建築物等の存在に伴う主要な眺望景観における予測結果として、主要な眺望地点からの景観の変化の程度が示されているが、落葉期における変化の程度が不明であることから、展葉期との違いを明らかにするとともに、落葉期における予測並びに落葉期及び展葉期における事後調査の実施を検討すること。

イ 施設建築物等の存在に伴う主要な眺望景観における予測結果として、主要な眺望地点からの景観の変化の程度が示されているが、他地点における影響が不明であることから、関東ふれあいの道等からの視認の可否を明らかにするとともに、その結果に応じて、予測及び事後調査の地点を追加すること。